

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 3 号

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 7）」を

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）

条の 2—第 29 条の 7

に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同項中「除く。）」の次に「及び第 5 条第 1 項」を加え、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性

の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第18条第1項第1号中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

4 市長は、前項の規定により火の使用の制限に努めなければならない対象となる区域を

指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により火の使用の制限の対象となる区域を指定するときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第49条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第49条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第50条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定、第29条の改正規定、第3章の2の次に次の1章を加える改

正規定及び第50条第1号の改正規定 令和8年3月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月31日